

不正流通にご注意！？

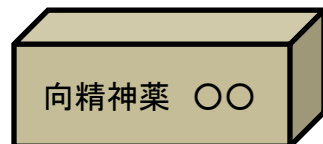


Ministry of Health, Labour and Welfare

配布元：
近畿厚生局麻薬取締部

今般、管内調剤薬局から関東在住の中国人に対して、向精神薬を含む大量の医薬品の不正譲渡事件が発覚しました。

中国人は国内外の顧客に医薬品を不正に販売していた疑いがあり、医薬品の適正流通が危ぶまれる状況です。



**向精神薬は許可を受けた業者以外からの買取りができません。
また、販売先は病院、薬局、卸売業者に限られます。
不正譲渡を行った場合は逮捕されることもあります。**

向精神薬の不正譲渡（営利目的）

⇒ 5年以下の懲役または情状により100万円以下の罰金の併科
（麻薬及び向精神薬取締法 第66条の4）

注：麻薬特例法で検挙されると、無期又は5年以上の懲役及び1千万円以下の罰金に処されます。

過去にはこんな事件も …



大量不正譲渡事件

関東麻薬取締部は、3人の顧客に対し、合計18,000錠の向精神薬を営利の目的で譲渡したとして、麻薬及び向精神薬取締法違反で開業医を逮捕した。

医薬品ブローカーによる横流し事件

免許を持たない医薬品ブローカーが、稼働実態のない病院の名義を利用して向精神薬卸売業者から向精神薬を入手し、密売を行っていた。

「知らなかった」では済まされません

【向精神薬の基本的なルール】

- ◆ **譲受け・譲渡し**……法律で定められた者以外との譲渡・譲受をしてはいけません。容器に **(向)** の記載がない薬は取り扱ってはいけません。
- ◆ **管理・保管** ……向精神薬は鍵付きのロッカーや保管庫に保管し、盗難防止に努めてください。
- ◆ **記録** ……第1種、第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、廃棄した場合には必要事項を記録し、記録は2年間保管してください。
※違反した場合は、20万円以下の罰金。
- ◆ **廃棄** ……乱用防止のため、向精神薬は適切に廃棄してください。
- ◆ **事故** ……規定の数量以上の向精神薬の事故が生じた場合には、速やかに届け出てください。※違反した場合は、20万円以下の罰金。

麻薬及び向精神薬取締法

(譲渡し等)

第五十条の十六 向精神薬営業者（向精神薬使用業者を除く。）でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 病院等の開設者が、施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
 - 二 向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬を他の向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
 - 三 その他厚生労働省令で定める場合
- 2 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者は、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に向精神薬を譲り渡ししてはならない。ただし、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が、向精神薬輸入業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者以外の者に向精神薬を譲り渡ししてはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(罰則)

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、**三年以下の懲役に処する**。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、**五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する**。

3 (略)

ご不明な点は下記までお気軽にご相談ください。

近畿厚生局 麻薬取締部 調査総務課

所在地：大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎4号館

電話：06-6949-6336

